

公立大学法人名古屋市立大学職員の退職手当に関する規程

平成18年4月1日公立大学法人名古屋市立大学達第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第10号。以下「就業規則」という。）第46条の規定に基づき、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の退職手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合において、請求によりその者（その者が死亡した場合にあっては、その者の遺族又は葬祭を行った者）に支給する。ただし、退職し、又は解雇された者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職し、又は解雇されたことに伴う退職手当は支給しない。

(1) 退職の日の翌日に法人の理事長、副理事長、理事及び監事（常勤である者に限る。以下「役員」という。）に就任した場合

(1) の2 退職の日又はその翌日に再び就業規則の適用を受ける職員になった場合

(2) 退職の日の翌日に名古屋市職員になった場合（職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）の規定により名古屋市の退職手当の算定に際し、当該職員の法人の職員としての在職期間が名古屋市職員としての勤続期間に通算される場合に限る。）

(3) 退職若しくは解雇の日又はその翌日に、次のアからクまでに掲げるもの（以下「国等」という。）の職員となった場合（国等の退職手当又はこれに相当する給付（以下「退職給付」という。）の算定に際し、当該職員の法人の職員としての在職期間が国等の職員としての勤続期間に通算され、その旨の証明が国等から法人に提出された場合に限る。）

ア 国

イ 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）に規定する国立高等専門学校機構

ウ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号）に規定する大学改革支援・学位授与機構

エ 削除

オ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

カ 社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団

キ 名古屋市以外の地方公共団体

ク 法人以外の地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(4) 当該退職、解雇又は死亡の日前に第6条、公立大学法人名古屋市立大学役員の退職手当に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第8号。以下「役員退職手当規程」という。）第4条第2項若しくは第3項又は職員退職手当条例第6条の規定に基づき、法人又は名古屋市から退職手当の支給を受けたことがある場合（理事長

が別に定める場合を除く。)

- (5) 退職の日の翌日に法人の寄附講座等教員（常勤）又は特任教員（常勤）（公立大学法人名古屋市立大学寄附講座等教員（常勤）及び特任教員（常勤）就業規則（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第76号）の適用を受ける者のうち、同規則別表に規定する補職名が寄附講座及び寄附研究部門教員（常勤）又は特任教員（常勤）である者をいう。以下「寄附講座等教員（常勤）等」という。）になった場合

（一部改正 平成19年達第9号及び第36号、平成22年達第62号、平成25年達第63号及び第80号、平成26年達第76号、平成27年達第41号、平成28年達第52号、平成30年達第44号、平成31年達第66号、令和3年達第39号、令和4年達第89号、令和5年達第114号）

（遺族の範囲及び順位等）

第3条 前条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子（職員の実子又は養子をいう。以下同じ。）、父母（職員の実父母又は養父母をいう。以下同じ。）、孫（子の実子又は養子をいう。以下同じ。）、祖父母（父母の実父母又は養父母をいう。以下同じ。）及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号の規定に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けることのできる遺族に同順位の者が2人以上ある場合においては、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
- 4 前項の規定にかかわらず、同項に規定する遺族が総代者を選任（退職手当の請求権の委任をいう。以下同じ。）したときは、当該各遺族が受ける退職手当の額を合算して、当該各遺族が選任した総代者に支給する。
- 5 職員が死亡した場合において、その者に第1項各号に掲げる遺族がないときは、その者の葬祭を行った者に対して、第5条の規定により計算した額に2分の1を乗じて得た額の退職手当を支給する。

（一部改正 平成25年達第63号、平成31年達第66号）

（遺族からの排除）

第4条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族（前条第5項に規定する葬祭を行った者を含む。以下同じ。）としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(一部改正 平成25年達第63号)

(通常の退職手当)

第4条の2 退職し、解雇され、又は死亡した者に対する退職手当の額は、次条及び第6条の規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の2の2の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(一部改正 平成25年達第63号、令和6年達第48号)

(普通退職の場合の退職手当の基本額)

第5条 退職し、解雇され、又は死亡した者に対する退職手当の基本額は、退職手当を支給する理由の生じた日におけるその者の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程(平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第12号。以下「給与規程」という。)に規定する給料の月額(以下「給料月額」という。)の25分の1相当額(1円未満の端数が生じたときは、その端数は1円とする。以下「給料日額」という。)にその者の勤続期間に対応する別表第1に掲げる日数を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する給料日額を計算した場合において、退職手当を支給する理由の生じた日に、就業規則第14条に規定する休職又は就業規則第38条第2号に規定する減給若しくは同条第3号に規定する停職その他の理由により職員に給料の一部又は全部を支給していないときは、これらのことがないものと仮定した場合のその者に支給する給料月額を基礎として計算する。

(一部改正 平成18年達第139号、平成25年達第63号、平成31年達第66号)

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に対する退職手当の基本額は、給料日額(第6号アの規定に該当する者にあつては、給料日額及び当該給料日額に別表第3に掲げる職員及び退職の日の区分に応じて同表に定める割合を乗じて得た額の合計額)にその者の勤続期間に対応する別表第2に掲げる日数を乗じて得た額とする。

- (1) 就業規則第18条第2号の規定により定年により退職した者
- (2) 58歳に達した日以降の年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。)の末日(特に必要があると認められる場合にあつては、理事長が指定する日)に退職した者(教員(教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。)に限り、第4号の規定に該当する者を除く。)
- (3) 就業規則第7条の2の規定により任期を定めて雇用されていた者で任期满了により退職したもの
- (4) 業務に起因する負傷若しくは疾病により死亡した者又は業務に起因する負傷若しくは疾病によりその職に堪えずして退職し、若しくは解雇された者
- (5) 就業規則第22条第7号又は第8号の規定により解雇された者
- (6) その者の非違によることなく、次に掲げる勸奨を受けて退職した者(任期を定めて雇用されている教員を除く。)

ア その勤続期間が25年以上で、55歳に達する日の属する年度から59歳に達する日の属する年度(教授、准教授、講師(理事長が特に指定する講師を除く。))及び公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第40号)附則別表第1(医療職給料表)の適用を受

ける者（以下「医師又は歯科医師」という。）にあっては、60歳に達する日の属する年度から64歳に達する日の属する年度）の末日に、その退職する年度の前の年度の3月から退職する年度の5月までの間で理事長が指定する日までに理事長が別に定める手続きにより退職を申し出て、退職した者

イ その勤続期間が10年以上で、55歳に達する日の属する年度から59歳に達する日の属する年度（教授、准教授、講師（理事長が特に指定する講師を除く。）及び医師又は歯科医師にあっては60歳に達する日の属する年度から64歳に達する日の属する年度）の末日に、その退職する年度の1月31日までに理事長が別に定める手続きにより退職を申し出て、退職した者

(7) 人事刷新、組織及び業務の効率化、公益的団体の運営協力等を目的として、勸奨を受けて退職した者（前号の規定に該当する者を除く。）

(8) 業務に起因しない負傷若しくは疾病により死亡した者又は勤続期間が20年以上で年齢55歳（教授、准教授及び講師（理事長が特に指定する講師を除く。）にあっては、60歳）に達した日以降に業務に起因しない負傷若しくは疾病によりその職に堪えずして退職し、若しくは解雇された者（前各号の規定に該当するものを除く。）

（一部改正 平成18

年達第121号、第139号、平成19年達第9号、第36号、平成25年達第63号、平成29年達第49号、平成30年達第44号、平成31年達第66号、令和3年達第39号、令和5年達第114号）

（給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が変額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第6条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の改定をする規程が定められた場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「変額日」という。）における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の給料月額の25分の1相当額（円位未満の端数が生じたときは、円位に満たしめる。）のうち最も多いもの（以下「特定変額前給料日額」という。）が、給料日額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第5条又は前条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定変額前給料日額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定変額前給料日額（前条第6号アの規定に該当する者には、特定変額前給料日額及び当該特定変額前給料日額に別表第3に掲げる職員及び退職の日の区分に応じて同表に定める割合を乗じて得た額の合計額）を基礎として、第5条又は前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 給料日額（前条第6号アの規定に該当する者には、給料日額及び当該給料日額に別表第3に掲げる職員及び退職の日の区分に応じて同表に定める割合を乗じて得た額の合計額）に、アに掲げる日数からイに掲げる日数を控除した日数を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第5条又は前条の規定により計算した額であ

るものとした場合における当該退職手当の勤続期間に対応する日数

イ 前号に掲げる額（前条第6号アの規定に該当する者にあつては、その者が特定減額前給料日額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料日額を基礎として、第5条又は前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額）の勤続期間に対応する日数

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者にかかる退職（この規程その他の規程の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）又は死亡の日以前の期間のうち、次に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたことがある場合における当該退職手当に係る退職の日以前の期間及び第7条第11項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により通常の退職手当等（第4条の2及び第11条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより通常の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該通常の退職手当等に係る退職の日以前の期間を除く。）をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第7条第5項から第9項までに掲げる職員としての引き続く在職期間に通算される在職期間

（この条追加 平成31年達第66号、令和3年達第39号、令和5年達第114号）

（退職手当の調整額）

第6条の2の2 退職し、解雇され、又は死亡した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（休職（就業規則第14条第1項第1号（業務又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）に起因する休職を除く。）、第2号又は同項第6号に掲げる事由に該当して休職にされた場合に限る。）、就業規則第38条第3号に規定する停職（以下「停職」という。）、公立大学法人名古屋市立大学職員の育児休業等に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第17号）第2条に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、公立大学法人名古屋市立大学職員の配偶者同行休業に関する規程（令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第44号）第5条（同規程第6条において準用する場合を含む。）に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）その他これらに準ずる理由により現実に業務に従事することを要しない月（現実に業務に従事することを要する日のあった月を除く。）のうち理事長が定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額の多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1) 第1号区分 59,550円

(2) 第2号区分 54,150円

- (3) 第3号区分 43,350円
- (4) 第4号区分 32,500円
- (5) 第5号区分 27,100円
- (6) 第6号区分 21,700円
- (7) 第7号区分 0

2 退職し、解雇され、又は死亡した者の基礎在職期間に第7条第5項から第9項までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、理事長が定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、別表第4に定めるとおりとする。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職し、解雇され、又は死亡した者のうち自己都合退職者（傷病によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下同じ。）以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 退職し、解雇され、又は死亡した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0

(3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、理事長が定める。

(一部

改正 平成25年達第63号及び第80号、平成26年達第76号、平成28年達第52号、平成31年達第66号、令和3年達第39号、令和4年達第89号、令和6年達第48号、令和8年達第35号)

(職員から引き続いて寄附講座等教員（常勤）等になった場合の取扱い)

第6条の3 職員が引き続いて寄附講座等教員（常勤）等となった後、寄附講座等教員

（常勤）等として退職した場合は、寄附講座等教員（常勤）等となった直前の給料月額を基礎として、第7条に定める職員としての在職期間に基づき、第2条から第6条の2の2までの規定に準じて退職手当を支給する。ただし、退職した者が第2条各号のいずれかに該当するときは、当該退職したことに伴う退職手当は支給しない。

(一部改正 平成25年達第80号、平成26年達第

76号、平成27年達第41号、平成30年達第44号、平成31年達第66号、令和3年達第39号)

第6条の4 第5条第1項に規定する者のうち、業務に起因しない負傷若しくは疾病により死亡したもの又は業務に起因しない負傷若しくは疾病によりその職に堪えずして退職し、若しくは解雇された者に対する退職手当の額が、退職手当を支給する理由の生じた日におけるその者の給料月額に100分の150を乗じて得た額に満たない場合は、その乗じて得た額をもって、その者に対する退職手当の額とする。

2 第6条第4号又は第5号に規定する者のうち次の各号に該当するものに対する退職手当の額が、退職手当を支給する理由の生じた日におけるその者の給与月額に当該各号に

掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第6条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってその者に対する退職手当の基本額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

3 前項に規定する給与月額、給与規程に規定する給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額又はこれらに相当する給与の月額の合計額とする。

(この条追加 平成31年達第66号、令和3年達第39号)

(勤続期間の計算)

第7条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員が職員となった月から退職し、解雇され、又は死亡した月までの月数による。
- 3 第2条第1号の2の規定に該当する場合(第12条第1項に該当する場合を除く。)においては、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち、次の各号に掲げる事由により現実に業務に従事することを要しない月(現実に業務に従事することを要する日のあった月を除く。)が1以上あったときは、当該各号に掲げる期間を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
 - (1) 就業規則第14条第1項第1号(業務又は通勤に起因する場合を除く。)又は同項第2号の規定により休職にされた場合 その月数の2分の1に相当する月数
 - (2) 就業規則第14条第1項第6号の規定により休職にされた場合又は配偶者同行休業をした場合 その月数に相当する月数
 - (3) 停職にされた場合 その月数の2分の1に相当する月数
 - (4) 育児休業をした場合 その月数の3分の1に相当する月数
- 5 法人の役員(職員から引き続き役員に就任した者に限り、理事長を除く。)から引き続き職員となった者の職員としての在職期間には、役員退職手当規程により退職手当の算定の基礎となる在職期間のうち第9項に定める期間を通算する。
- 6 名古屋市職員(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師又は看護師に限る。)から人事交流等の理由により引き続き教員となった者の職員としての在職期間には、職員退職手当条例により名古屋市の退職手当の算定の基礎となる在職期間のうち第9項に定める期間を通算する。
- 7 国等の職員から引き続き職員となった者の職員としての在職期間には、国等の職員としての在職期間は通算しない。ただし、人事交流等の状況及び国等における退職給付の基礎となる在職期間への職員としての在職期間の通算の状況を勘案し理事長が特に必要と認める場合にあつては、当該職員となった者の国等における退職給付の算定の基礎となる在職期間を通算することができる。
- 8 職員から引き続き寄附講座等教員(常勤)等となった場合及び寄附講座等教員(常

勤)等から引き続き職員となった場合(第5項から前項までの規定により職員としての在職期間に通算される期間の前に接続して寄附講座等教員(常勤)等であった場合を含む。)は、職員としての在職期間は引き続いたものとして取り扱う。ただし、職員としての在職期間には、寄附講座等教員(常勤)等としての在職期間を算入しない。

9 前4項の規定により通算する期間は、次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて当該各号に定める期間とする。

(1) 法人及び名古屋市を同一の団体とみなした場合における当該団体の直近の採用の日(以下この項において「みなし採用日」という。)以後の引き続く法人又は名古屋市における在職期間 当該在職期間から第4項又は職員退職手当条例第7条第4項の規定により除算する期間を除算した期間

(2) みなし採用日前の通算することとなる在職期間(法人又は名古屋市における在職期間に限る。) 当該在職期間から第4項又は職員退職手当条例第7条第4項の規定により除算する期間を除算した期間

(3) みなし採用日前の通算することとなる在職期間(前号に定める在職期間を除く。) みなし採用日における法人又は名古屋市における職が次の各号に掲げる職である場合にあっては当該在職期間の100分の100に相当する期間、その他の職である場合にあっては当該在職期間の100分の80に相当する期間

ア 教授、准教授及び講師(理事長が特に指定する講師を除く。)

イ 高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭及び講師(常勤の者に限る。)

ウ 幼稚園の園長、教諭、養護教諭及び講師(常勤の者に限る。)

エ 名古屋市教育委員会に所属する指導主事及び社会教育主事

オ 航空業務従事者のうち消防長の要請により採用された者

10 第5項から前項までの場合において、法人、名古屋市又は国等からこの規程若しくは職員退職手当条例に規定する退職手当又は退職給付を受けた者の当該退職手当又は退職給付の算定の基礎となった在職期間は、第5項から前項までの規定にかかわらず、その者の職員としての在職期間には含まないものとする。

11 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数があるときは、5月以下の場合には切り捨て、6月以上は1年とする。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第5条及び別表第1(業務に起因しない負傷又は疾病によりその職に堪えずして退職し、又は解雇された者に係る退職手当の基本額に関する部分に限る。))又は第6条の規定による退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満)の場合においては、在職期間を1年とする。

(一部改正 平成18年達第68号、平成19年達第36号、平成25年達第63号及び第80号、平成26年達第76号、平成27年達第41号、平成30年達第44号、平成31年達第66号、令和3年達第39号、令和4年達第89号、令和6年達第48号、令和8年達第35号)

(負傷又は疾病により職に堪えない退職等)

第8条 この規程において、「負傷又は疾病によりその職に堪えずして退職し、又は解雇された」とは、次の各号に掲げる場合をいうものとする。

(1) 就業規則第14条第1項第1号の規定により休職にされている職員(以下「傷病休職者」という。)が、就業規則第18条第4号の規定により退職する場合

(2) 傷病休職者のうち、就業規則第15条第1項又は第2項に規定する休職の期間が満了しても休職の事由が消滅せず、復職できないことが見込まれる者が、就業規則第18条第1号の規定により退職する場合

(3) 傷病休職者が、就業規則第22条第5号の規定により解雇される場合
第9条及び第10条 削除

(一部改正 平成25年達第63号、平成31年達第66号)

(予告を受けずに退職し、又は解雇された者の退職手当)

第11条 職員の退職又は解雇が、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、通常の退職手当に含まれるものとする。ただし、通常の退職手当の額が、労働基準法第20条及び第21条の規定による給付の額に満たないときは、通常の退職手当のほか、その差額に相当する額を退職手当として支給する。

(一部改正 平成25年達第63号)

(懲戒解雇処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 就業規則第22条各号（第1号を除く。）の規定により解雇された者（当該解雇された者が死亡したときは、当該解雇に係る通常の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対しては、事情（当該者が占めていた職の職務及び責任、勤務の状況、当該者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該者の言動、当該非違が法人の業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が法人の業務に対する信頼に及ぼす影響をいう。）を勘案して、当該通常の退職手当等の全部又は一部を支給しない。

2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。ただし、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を法人の掲示場に掲示することをもってこれに代えるものとする。この場合においては、当該掲示から起算して2週間を経過した日に、当該処分を受けるべき者に当該通知書の交付があったものとみなす。

(一部改正 平成25年達第63号)

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職し、又は解雇された者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職し、又は解雇された者に対し、当該退職に係る通常の退職手当等の額の支払を差し止めることができる。

(1) 当該退職し、又は解雇された者が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職し、又は解雇されたとき。

(2) 退職し、又は解雇された者に対しまだ当該通常の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職し、又は解雇された者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職し、又は解雇された者に対しまだ当該退職に係る通常の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職

し、又は解雇された者に対し、当該通常の退職手当等の支払を差し止めることができる。

(1) 当該退職し、又は解雇された者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し通常の退職手当等の額を支払うことが法人の業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 理事長が、当該退職し、又は解雇された者について、当該通常の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分（就業規則第38条第5号の規定による懲戒解雇の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。以下同じ。）を受けべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る通常の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該通常の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該通常の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該通常の退職手当等の額の支払を差し止めることができる。

4 理事長は、第1項又は第2項の規定により通常の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定したとき。

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定したとき（拘禁刑以上の刑に処せられたとき及び無罪の判決が確定したときを除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過したとき。

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過したとき。

5 理事長は、第3項の規定による支払差止処分を行った場合において、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過したときは、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

6 前2項の規定は、理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基

づき、当該通常の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 前条第2項の規定は、支払差止処分について準用する。

(一部改正)

平成25年達第63号、平成31年達第66号、令和3年達第39号、令和7年達第131号)

(退職又は解雇後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職し、又は解雇された者に対しまだ当該退職に係る通常の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職し、又は解雇された者（第1号に該当する場合において、当該退職し、又は解雇された者が死亡したときは、当該通常の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職し、又は解雇された場合の通常の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該通常の退職手当等の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 当該退職し、又は解雇された者が刑事事件（当該退職又は解雇後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職又は解雇後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) 理事長が、当該退職し、又は解雇された者について、当該退職又は解雇後に当該通常の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る通常の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該通常の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該通常の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第12条第1項に規定する事情を勘案して、当該通常の退職手当等の全部又は一部を支給しないことができる。

3 理事長は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第12条第2項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

5 支払差止処分にかかる通常の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該通常の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(一部改正 平成25年達第63号、平成31年達第66号、令和7年達第131号)

(退職し、又は解雇された者の退職手当の返納)

第15条 退職し、又は解雇された者に対し当該退職に係る通常の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職し、又は解雇された者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職し、又は解雇された者の生計の状況を勘案して、当該通常の退職手当等の額の全部又は一部を返納させることができる。

(1) 当該退職し、又は解雇された者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) 理事長が、当該退職し、又は解雇された者について、当該通常の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2 前項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

3 第12条第2項及び前条第3項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。
(一部改正 平成25年達第63号、平成31年達第66号、令和7年達第131号)

(遺族の退職手当の返納)

第16条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る通常の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該通常の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該通常の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該通常の退職手当等の額の全部又は一部を返納させることができる。

2 第12条第2項及び第14条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
(一部改正 平成25年達第63号)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職し、又は解雇された者（死亡による退職の場合は、その遺族）に対し当該退職に係る通常の退職手当等の額が支払われた後において、当該通常の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職又は解雇の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第4項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職又は解雇の日から6月以内に、当該退職し、又は解雇された者が当該通常の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該通常の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職又は解雇の日から6月以内に通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第4項までに規定する場合を除く。）は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職し、又は解雇された者が当該退職に係る通常の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該通常の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職又は解雇の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処

分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職し、又は解雇された者が当該退職に係る通常の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該通常の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職又は解雇の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職し、又は解雇された者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該通常の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。
- 5 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から前項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該通常の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該通常の退職手当等の額を超えることとなってはならない。
- 6 第12条第2項及び第14条第3項の規定は、第1項から第4項までの規定による処分について準用する。

(一部改正 平成25年達第63号、平成31年達第66号、令和7年達第131号)

(退職手当からの控除)

第18条 職員に退職手当を支給する際、法令に定めるもののほか、次の各号に掲げるもののうち職員の退職手当から控除して支払うべき金額がある場合には、その職員に支払うべき退職手当の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- (1) 名古屋市職員互助会の会費又は貸付金の月賦弁済金及び利息並びに保険料
- (2) 名古屋市立大学厚生会の会費
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された丸八信用組合及び東海労働金庫に対する預貯金又は貸付金の月賦弁済金及び利息
- (4) チェック・オフに関する労働協約を締結した労働組合の組合費及び当該組合事業に係る保険料
- (5) 財産形成貯蓄
- (5) の2 団体取扱い契約を締結した生命保険会社及び損害保険会社の保険料
- (5) の3 全国都市職員火災共済会の保険料
- (6) 削除
- (7) 他の給与の支給日における給与の支給に際し生じた過払い給与等法人が職員に対し有する債権
- (8) 就業規則第38条第2号に規定する減給の処分を受けた場合の当該減給に係る額

部改正 平成18年達第68号、平成19年達第36号、平成25年達第63号、平成26年達第76号)

(支払方法)

第19条 退職手当は、支給を受ける者からの申出のあるときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(実施に関し必要な事項)

第20条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(この規程により難しい場合の措置)

第21条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不適當であると理事長が認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

(この条追加 令和3年達第39号)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
(引継職員に係る経過措置)
- 2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の職員となった者及び施行日から平成24年3月31日までの間に就業規則第18条第8号の規定により退職した者（同号に規定する職務復帰日に名古屋市を退職する者に限る。）のうち、同号に規定する職務復帰日の翌日に法人の職員（派遣職員を除く。）となった者（以下「引継職員」という。）に対する第7条第6項の規定の適用については、同項中「名古屋市職員（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師又は看護師に限る。）から人事交流等の理由により引き続き教員となった者」とあるのは「名古屋市職員から引き続き職員となった者」とする。
- 3 引継職員が退職し、又は解雇された場合、引継職員が第5条、第6条、第6条の2の2及び第11条の規定に基づく退職手当の支給を受けないとき又はこれらの規定に基づき支給を受けた退職手当の額が雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する支給条件に従い、その者の在職期間を同法に規定する被保険者期間とみなして、その者に同法の規定を適用した場合に支給されることとなる失業給付の額に満たないときは、同法による失業給付に相当する額又はその額とその者に支給された当該退職手当の額との差額に相当する額を退職手当として支給する。この場合において、当該退職手当の支給にあたっては、職員退職手当条例第14条及び失業者の退職手当支給規則（昭和31年名古屋市規則第35号）の規定に定めるところに準じて支給する。
- 4 第13条第4項各号に該当し支払差止処分を取り消された者が、既に前項に規定する退職手当（以下「失業者の退職手当」という。）を受けているときは、通常退職手当の額からすでに支給した失業者の退職手当の額を控除するものとする。この場合において、通常退職手当の額がすでに支給した失業者の退職手当の額以下であるときは、通常退職手当は支給しない。
- 5 第13条の規定により支払差止処分を受けた者に対する附則第3項の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、通常退職手当の支給を受けない者とみなす。

6 引継職員に対する第15条の規定の適用については、同条中「通常の退職手当等の額の全部又は一部を」とあるのは、「通常の退職手当等の額を附則第3項に規定する退職手当と調整のうえ、その全部又は一部を」とする。

(退職手当に係る日数の経過措置)

7 施行日から平成23年3月31日までに退職し、解雇され、又は死亡した職員に係る第5条第1項、第7条第9項、第10条及び附則第11項の規定の適用については、第5条第1項中「その者の勤続期間に対応する別表第1」とあるのを「その者の勤続期間並びに退職し、解雇され、又は死亡した日の属する年度に対応する附則別表第1」と、第7条第9項、第10条及び附則第11項中「別表第1」とあるのを「附則別表第1」とする。

8 施行日から平成23年3月31日までに退職し、解雇され、又は死亡した職員に係る第6条、附則第11項及び附則第12項の規定の適用については、第6条中「その者の勤続期間に対応する別表第2」とあるのを「その者の勤続期間並びに退職し、解雇され、又は死亡した日の属する年度に対応する附則別表第2」と、附則第13項及び附則第14項中「別表第2」とあるのを「附則別表第2」とする。

(任期を定めて雇用される教員に対する第6条第6号の規定の適用に係る経過措置)

9 任期制の職等が設置される前から職員(引継職員にあつては、名古屋市職員から引き続き職員)として引き続いて在職していた教員で、引き続いて当該任期制の職等に異動又は転任した者については、第6条第6号括弧書の規定は適用しない。

(昭和52年8月10日在職者及び財団法人桜仁会の職員から職員に採用された者に係る経過措置)

10 昭和52年8月10日現に名古屋市に在職した医師、歯科医師又は教員のうち同日までの間に国若しくは他の地方公共団体又は名古屋市から職員退職手当条例に規定する退職手当又は退職給付を受けた者から引継職員となったもの(以下「昭和52年8月10日在職者」という。)及び平成19年3月31日現に財団法人桜仁会(以下「桜仁会」という。)に常時勤務する職員として在職し、引き続き同年4月1日に職員として採用された者(以下「桜仁会継承職員」という。)については、第7条第6項の規定にかかわらず、昭和52年8月10日在職者にあつては昭和52年8月10日以降の人事交流等の状況及び国等における退職給付の基礎となる在職期間への職員としての在職期間の通算の状況を勘案し、同日前の国等の職員としての在職期間を、桜仁会継承職員にあつては平成19年3月31日以前の桜仁会の職員としての在職期間を通算することができる。この場合において、昭和52年8月10日在職者にあつては昭和52年8月10日、桜仁会継承職員にあつては平成19年3月31日以前に係る期間につき第7条第10項の規定は適用しない。

11 前項に規定する昭和52年8月10日在職者又は桜仁会継承職員が退職し、解雇にされ、又は死亡した場合におけるその者に係る退職手当の基本額は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、給料日額に、第1号に掲げる日数から第2号に掲げる日数を控除した日数を乗じて得た額とする。

(1) 第5条及び第6条の規定により算定した額の退職手当を受けるものとした場合における別表第1及び別表第2の日数

(2) その者が勤続期間中において退職した際に受けた職員退職手当条例に規定する退職手当又は退職給付の算定の基礎となった在職期間について前項の規定により通算され

ることとなる期間に換算した期間（以下「換算期間」という。）を勤続期間とみなした場合はその者の第5条及び第6条の規定により算定した額の退職手当を受けるとした場合における別表第1（桜仁会継承職員にあっては、別表第2）の日数（勤続期間中における退職を2回以上した者については、それぞれの退職に係る別表第1及び別表第2の日数を合計した日数）

12 昭和52年8月10日在職者のうち、前項の退職手当の額の算定に当たり、同項第1号により別表第2の日数を計算する際に勤続期間が35年を超える者については、換算期間は、その者の勤続期間から換算期間を控除した場合の当該控除後の期間が35年に満たない場合には35年と控除後の期間との差に相当する期間とし、控除後の期間が35年となる場合又は35年を超える場合には0とする。

13 前3項の規定により算定した退職手当の額が、第7条第10項の規定を適用した場合の第5条及び第6条の規定により算定した退職手当の額に満たないときは、前3項の規定は適用しない。

（勸奨退職の経過措置）

14 施行日から平成22年3月31日までの間に退職する者に対する第6条第6号イの規定の適用については、同号イ中「55歳」とあるのは「50歳」と、「60歳」とあるのは「55歳」と、「年度）の末日」とあるのは「年度）」とする。

15 退職した者又は死亡した者に対する退職手当の基本額は、当分の間、第5条、第6条及び第6条の2並びに次項から附則第19項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。

（給与規程の一部改正に伴う経過措置）

16 当分の間、給与規程附則第26項の規定による給料を支給される職員の退職手当の算定の基礎となる給料月額は、同規程附則第24項の規定により算出した額と同規程附則第26項の規定による給料の額との合計額とする。

17 当分の間、第6条の規定は、60歳に達した日の属する年度の末日以後その者の非違によることなく退職した者（教員及び就業規則第7条の2の規定により任期を定めて雇用された者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

18 給与規程附則第24項の規定による職員の給料月額の改定（次項において「給料月額7割措置」という。）は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

19 当分の間、給料月額7割措置を受けていた者の基礎在職期間中に、給料月額7割措置を受ける直前に給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「特別減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額の25分の1相当額（円位未満の端数が生じたときは、円位に満たしめる。）のうち最も多いもの（以下「特別特定減額前給料日額」という。）が、給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額された日（以下「7割措置減額日」という。）における当該給料月額7割措置により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額の25分の1相当額（円位未満の端数が生じたときは、円位に満たしめる。以下「7割措置前給料日額」という。）及び給料日額よりも多く、かつ、7割措置前給料日額が給料日額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第5条及び第6条（第6号アを除く。）又は第6条の

2の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特別特定減額前給料日額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料日額を基礎として、第5条又は第6条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 7割措置前給料日額に、アに掲げる日数からイに掲げる日数を控除した日数を乗じて得た額

ア その者が7割措置前給料日額に係る7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとした場合におけるその者の同日までの勤続期間に対応する日数

イ 前号に掲げる額の勤続期間に対応する日数

(3) 給料日額に、その者に対する退職手当の基本額が第5条又は第6条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の勤続期間に対応する日数から前号アに掲げる日数を控除した日数を乗じて得た額

(教員に身分を切り替えた者に係る特例措置)

20 令和5年4月1日において名古屋市老人福祉施設条例（昭和38年名古屋市条例第71号）第1条及び名古屋市保護施設条例の一部を改正する条例（令和3年名古屋市条例第53号）による改正前の名古屋市保護施設条例（昭和38年名古屋市条例第72号）第1条に規定する名古屋市厚生院に勤務する職員（以下「名古屋市厚生院職員」という。）から引き続き法人の職員となった者（公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第98号）附則別表第1（教育職（診療）給料表）の適用を受ける者に限る。）に係る退職手当（令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間に、第6条第1号、第2号又は第6号に掲げる事由により支給されるものに限る。）の基礎となる給料月額及び退職手当の調整額（以下「退職手当基礎額」という。）は、この規程の規定にかかわらず、その者が令和5年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができた職員退職手当条例の規定による退職手当の算定の基礎となる退職手当基礎額又はこの規程の規定による退職手当の算定の基礎となる退職手当基礎額のいずれか多い額とする。

(身分切替職員に係る経過措置)

21 令和5年3月31日現に名古屋市厚生院職員である者のうち、同日に名古屋市を退職し、引き続き法人の職員（派遣職員を除く。以下同じ。）となったもの及び令和5年4月1日から令和11年3月31日までの間に就業規則第18条第8号の規定により退職した者（同号に規定する職務復帰日に名古屋市を退職する者に限る。）で、同号に規定する職務復帰日の翌日に法人の職員となった者のうち次のいずれかに該当するもの（以下「身分切替職員」という。）に対する第7条第6項の規定の適用については、同項中「名古屋市職員（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師又は看護師に限る。）から人事交流等の理由により引き続き教員となった者」とあるのは「名古屋市職員から引き続き職員となった者」とする。

(1) 令和5年3月31日において現に名古屋市厚生院職員であった者で引き続き令和5年

4月1日から法人の派遣職員となった者

(2) 令和5年4月1日後に医学部附属みどり市民病院又はみらい光生病院に勤務する派遣職員となった者（前号に掲げる者を除く。）

22 身分切替職員の退職手当の支給にあたっては、附則第3項から第6項までの規定を準用する。この場合において、附則第3項及び第6項中「引継職員」とあるのは「身分切替職員」と読み替えるものとする。

（名古屋市立中央看護専門学校専任教員に係る特例）

23 令和6年3月31日から名古屋市立中央看護専門学校条例を廃止する条例（令和3年名古屋市条例第42号）の施行の日の前日までの間、名古屋市立中央看護専門学校条例（昭和50年名古屋市条例第23号）第1条に規定する名古屋市立中央看護専門学校に勤務する専任教員（以下「名古屋市立中央看護専門学校専任教員」という。）であった者で、名古屋市を退職し、引き続き法人の教員になった者に対する第7条第6項の規定の適用については、同項中「名古屋市職員（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師又は看護師に限る。）から人事交流等の理由により」とあるのは「名古屋市立中央看護専門学校専任教員から」とする。

（社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団の職員から法人の職員に採用された者に係る特例）

24 令和7年3月31日現に社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団（以下「事業団」という。）に勤務する職員として在職し、かつ、名古屋市総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（令和5年名古屋市条例第39号）による改正前の名古屋市総合リハビリテーションセンター条例（平成元年名古屋市条例第11号）第2条第2項第4号に規定する病院に勤務する職員である者のうち、同日に事業団を退職し、引き続き法人の職員となった者については、第7条第1項中「職員としての引き続いた在職期間」に令和7年3月31日以前の事業団及び名古屋市の職員としての在職期間（事業団の職員となった直前の名古屋市の職員としての在職期間に限る。）を含めるものとする。

（教員に身分を切り替えた者に係る特例措置）

25 令和7年4月1日において事業団から引き続き法人の職員となった者（公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第98号）附則別表第1（教育職（診療）給料表）の適用を受ける者

（以下「診療教員」という。）に限る。）及び令和7年4月1日から令和8年4月1日までの間において公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（令和7年公立大学法人名古屋市立大学達第31号）附則第3項に規定する医師及び歯科医師（以下「医師又は歯科医師」という。）から診療教員となった者に係る退職手当（令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間に、第6条第1号、第2号又は第6号に掲げる事由により支給されるものに限る。）の退職手当基礎額は、この規程の規定にかかわらず、その者が令和7年3月31日現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができた職員退職手当条例の規定による退職手当の算定の基礎となる退職手当基礎額又はこの規程の規定による退職手当の算定の基礎となる退職手当基礎額のいずれか多い額とする。

26 医学部附属リハビリテーション病院において勤務する医師又は歯科医師のうち、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間に退職し、解雇され、又は死亡した者に係る退職手当の額は、この規程の規定にかかわらず、第6条の2の2第1項第1号中「59,550円」とあるのは「65,000円」と、同項第2号中「54,150円」とあるのは「59,550円」と、同項第3号中「43,350円」とあるのは「54,150円」と、同項第4号中「32,500円」とあるのは「27,100円」と、同条第3項中「別表第4」とあるのは「公立大学法人名古屋市立大学職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第39号）附則別表」と読み替えて計算して得た額とする。
(一部改正)

平成18年達第121号、平成19年達第9号及び第36号、平成21年達第24号、平成25年達第63号、平成30年達第44号、令和5年達第114号、令和6年達第48号、令和7年達第34号)

附 則（平成18年5月10日公立大学法人名古屋市立大学達第68号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成18年8月16日公立大学法人名古屋市立大学達第121号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成18年11月13日公立大学法人名古屋市立大学達第139号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成19年2月21日公立大学法人名古屋市立大学達第9号）

1 この規程は、発布の日から施行する。

2 平成19年3月31日に退職することを申し出る職員に対する第6条第1項第6号イの規定の適用については、「1月31日」とあるのは「3月2日」とする。

附 則（平成19年4月1日公立大学法人名古屋市立大学達第36号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成21年4月1日公立大学法人名古屋市立大学達第24号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成22年5月28日公立大学法人名古屋市立大学達第62号）

この規程は、平成22年5月31日から施行する。

附 則（平成25年7月30日公立大学法人名古屋市立大学達第63号）

(施行期日)

1 この規程は、平成25年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の退職手当に関する規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、施行日以後の退職、解雇又は死亡に係る退職手当について適用し、同日前の退職、解雇又は死亡に係る退職手当については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 施行日の前日現に在職する職員のうち、施行日から平成28年3月31日までの間に退職し、解雇され又は死亡した者に係る退職手当の額は、改正後規程の規定にかかわらず、この規程による改正前の公立大学法人名古屋市立大学職員の退職手当に関する規程及び同規程附則第11項の規定により計算して得た額又は改正後規程並びに同規程附則第3項及び第4項の規定により計算して得た額のいずれか少ない額とする。

- 4 改正後規程第6条の2の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、引継職員及び第7条の規定により在職期間を通算される職員のうち基礎在職期間の初日が平成15年8月1日前である者に対する第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「その者の基礎在職期間の初日」とあるのは「平成15年8月1日以後のその者の基礎在職期間の初日」と、同条第3項中「基礎在職期間」とあるのは「平成15年8月1日以後の基礎在職期間」と読み替えるものとする。
- 5 改正後規程附則第15項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の94」と、同年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「100分の90」とする。

附 則（平成25年11月28日公立大学法人名古屋市立大学達第80号）

（施行期日）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
（公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則の一部改正）
- 2 公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第10号）の一部を次のように改正する。
（次のよう 略）
（名古屋市立大学寄附講座及び寄附研究部門設置規程の一部改正）
- 3 名古屋市立大学寄附講座及び寄附研究部門設置規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第131号）の一部を次のように改正する。

（次のよう 略）

附 則（平成26年5月30日公立大学法人名古屋市立大学達第76号）

この規則は、発布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日公立大学法人名古屋市立大学達第41号）

この規則は、発布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日公立大学法人名古屋市立大学達第52号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部改正に伴う経過措置）
- 2 施行日の前日現に在職する職員のうち、施行日から平成33年3月31日までの間に退職し、解雇され、又は死亡した者（公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第10号）第12条各号のいずれかに該当するものとして後任された者を除く。）に係る退職手当の額は、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の退職手当に関する規程（以下「改正後規程」という。）の規定にかかわらず、改正後規程第4条の2中「第6条の2」とあるのは「公立大学法人名古屋市立大学職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程（平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第52号）による改正前の公立大学法人名古屋市立大学職員の退職手当に関する規程第6条の2」と、第5条中「給料の月額」とあるのは「公立大学法人名古屋市立大学職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程（平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第51号）の施行の日の前日におけるその者の給料の月額」と読み替えて計

算して得た額又は改正後規程の規定により計算して得た額のいずれか多い額とする。

(一部改正 令和2年達第58号)

附 則 (平成29年3月31日公立大学法人名古屋市立大学達第49号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日の前日現に在職する職員に対するこの規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の退職手当に関する規程第6条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月30日公立大学法人名古屋市立大学達第44号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年3月31日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の退職手当に関する規程(以下「改正後規程」という。)第2条第5号、第6条の3及び第7条第7項の規定は、平成27年3月31日から適用する。
(経過措置)
- 2 改正後規程附則第15項の規定の適用については、同項中「100分の83.7」とあるのは、平成30年3月31日においては、「100分の85.35」とする。

附 則 (平成31年4月11日公立大学法人名古屋市立大学達第66号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条(第6条の2第6項及び第6条の4第2項の改正規定に限る。)の規定は公布の日(以下「一部施行日」という。)から施行する。
- 2 第1条(第6条の2第2項第2号、第7条、第9条及び第10条、第13条から第15条まで並びに第17条の改正規定を除く。)の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の退職手当に関する規程(以下「平成25年改正後規程」という。)の規定は平成25年8月1日(以下「適用日」という。)から、第2条(第6条の4第2項の改正規定に限る。)の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の退職手当に関する規程(以下「平成29年改正後規程」という。)の規定は平成29年4月1日から適用する。
(公立大学法人名古屋市立大学職員の退職手当に関する規程の一部改正に伴う経過措置)
- 3 適用日から一部施行日の前日までの間に退職し、又は死亡した者に係る退職手当の額は、平成25年改正後規程及び平成29年改正後規程の規定にかかわらず、第1条の規定による改正前の公立大学法人名古屋市立大学職員の退職手当に関する規程(以下「平成25年改正前規程」という。)若しくは第2条の規定による改正前の公立大学法人名古屋市立大学職員の退職手当に関する規程(以下「平成29年改正前規程」という。)の規定により計算して得た額又は平成25年改正前規程第5条第2項及び第6条第2項中「基本額」とあるのは「額」と読み替えて計算下額若しくは平成29年改正前規程第6条の4第2項中「各号(第2号、第3号及び第6号イを除く。)」を「第4号又は第5号」と読み替えて計算して得た額のいずれか多い額とする。
- 4 平成25年改正前規程の規定に基づいて適用日以後の分として支給を受けた退職手当又

は平成29年改正前規程の規定に基づいて平成29年4月1日以後の分として支給を受けた退職手当は、平成25年改正後規程又は平成29年改正後規程の規定による退職手当の内払とみなす。

- 5 平成29年3月31日現に在職する職員に対する平成29年改正後規定第6条の4第2項の規定の適用については、同項中「第4項又は第5項」とあるのは「各号（第2号、第3号及び第6号イを除く。）」とする。

附 則（令和3年3月31日公立大学法人名古屋市立大学達第39号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（身分切替職員に係る経過措置）
- 2 施行日の前日現に名古屋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年名古屋市条例第70号）による改正前の名古屋市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年名古屋市条例第57号）第3条第2項に規定する病院局に勤務する職員（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号）第2条の適用を受ける者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員を除く。）に限る。以下「名古屋市病院局職員」という。）である者のうち、同日に名古屋市を退職し、引き続き法人の職員（派遣職員を除く。以下同じ。）となった者及び施行日から令和9年3月31日までの間に公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第10号）第18条第8号の規定により退職した者（同号に規定する職務復帰日に名古屋市を退職する者に限る。）で、同号に規定する職務復帰日の翌日に法人の職員となった者のうち次のいずれかに該当する者（以下「身分切替職員」という。）に対するこの規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の退職手当に関する規程（以下「改正後規程」という。）第7条第6項の規定の適用については、同項中「名古屋市職員（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師又は看護師に限る。）から人事交流等の理由により引き続き教員となった者」とあるのは「名古屋市職員から引き続き職員となった者」とする。
 - (1) 施行日の前日において現に名古屋市病院局職員であった者で引き続き施行日から法人の派遣職員となった者
 - (2) 施行日後に医学部附属東部医療センター又は西部医療センター（以下「各医療センター」という。）に勤務する派遣職員となった者（前号に掲げる者を除く。）（一部改正 令和5年達第114号）
- 3 身分切替職員の退職手当の支給にあたっては、改正後規程附則第3項から第6項までの規定を準用する。この場合において、改正後規程附則第3項及び第6項中「引継職員」とあるのは「身分切替職員」と読み替える。
（教員に身分を切り替えた者に係る特例措置）
- 4 施行日において名古屋市病院局職員から引き続き法人の職員となった者（公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成21年11月30日公立大学法人名古屋市立大学達第98号）附則別表第1（教育職（診療）給料表）の適用を受ける者（以下「診療教員」という。）に限る。）及び施行日から令和4年4月1日までの間において公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する

規程（令和3年4月1日公立大学法人名古屋市立大学達第40号。以下「令和3年4月改正給与規程」という。）附則別表第1（医療職給料表）の適用を受ける者（以下「医師又は歯科医師」という。）から診療教員となった者に係る退職手当（施行日から令和8年3月31日までの間に、改正後規程第6条第1号、2号又は第6号に掲げる事由により支給されるものに限る。）の基礎となる給料月額及び退職手当の調整額（以下「退職手当基礎額」という。）は、改正後規程の規定にかかわらず、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができた職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）の規定による退職手当の算定の基礎となる退職手当基礎額又は改正後規程の規定による退職手当の算定の基礎となる退職手当基礎額のいずれか多い額とする。

（一部改正 令和3年達第97号）

- 5 各医療センターにおいて勤務する医師又は歯科医師のうち、施行日から令和8年3月31日までの間に退職し、解雇され、又は死亡した者に係る退職手当の額は、改正後規程の規定にかかわらず、改正後規程第6条の2の2第1項第1号中「59,550円」とあるのは「65,000円」と、同項第2号中「54,150円」とあるのは「59,550円」と、同項第3号中「43,350円」とあるのは「54,150円」と、同項第4号中「32,500円」とあるのは「27,100円」と、同条第3項中「別表第4」とあるのは「公立大学法人名古屋市立大学職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第39号）附則別表」と読み替えて計算して得た額とする。

（一部改正 令和5年達第114号）

附則別表

調整月額の区分	職員の区分
第1号区分	令和3年4月改正給与規程の附則別表第1（医療職給料表）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第2号区分	令和3年4月改正給与規程の附則別表第1（医療職給料表）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第3号区分	令和3年4月改正給与規程の附則別表第1（医療職給料表）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
第4号区分	令和3年4月改正給与規程の附則別表第1（医療職給料表）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの

附 則（令和3年12月16日公立大学法人名古屋市立大学達第97号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の退職手当に関する規程の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年6月13日公立大学法人名古屋市立大学達第89号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大

学職員の退職手当に関する規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年7月20日公立大学法人名古屋市立大学達第114号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後のそれぞれの規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、第1条の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の退職手当に関する規程（以下「改正後規程」という。）附則第15項（改正後規程第6条の2に係る部分に限る。）の規定は平成31年4月1日から、改正後規程第6条第6号の規定は令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月28日公立大学法人名古屋市立大学達第48号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。ただし、附則に3項を加える改正規定（附則第23項に係る部分に限る。）は、令和6年3月31日から施行する。
- 2 この規程による改正後の附則第20項から第22項までの規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月18日公立大学法人名古屋市立大学達第34号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年7月4日公立大学法人名古屋市立大学達第131号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後のそれぞれの規程等の規定は、令和7年6月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 適用日前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき刑に処せられた者は、この規程による改正後のそれぞれの規程の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき刑に処せられた者とみなす。
- 3 （略）
- 4 適用日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴された者は、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の退職手当に関する規程第13条第1項及び第4項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則（令和8年3月26日公立大学法人名古屋市立大学達第35号）

- 1 この規程は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の退職手当に関する規程の規定は、施行日以後の退職、解雇又は死亡に係る退職手当について適用し、同日前の退職、解雇又は死亡に係る退職手当については、なお従前の例による。